

調達管理番号・案件名

24a00254\_ウクライナ国女性農家の包摂性強化を含む小規模園芸農業振興プロジェクト(ファスト・トラック制度適用案件)

質問と回答は以下のとおりです。

2024/7/17

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	日当・旅費	本案件では、JCCをはじめとする各種協議や研修関係の出張において、カウンターパート機関への日当や旅費等の支給はなしとの前提で見積を考えてよいでしょうか。	移動の制約があり、基本はオンライン参加を想定しています。また首都内の移動については各種手当の支給対象外とします。
2	3	(4)契約履行期間(予定)	第1期を7カ月、第2期を22カ月としているのは、計画フェーズと実施フェーズのイメージでしょうか。28ページに記載のある「2.選択項目」では「段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)」の項目にチェックがされていないように見受けられますが。	本案件は「段階的な計画策定」を適用する案件ではありませんが、ファスト・トラックとして迅速な立ち上げを意識しています。第1期には、情報の補完的な収集と活動案の策定を行い、第2期には、パイロット活動を想定しています。
3	9	研修モジュール	「モジュール」という用語について特段の説明がありませんが、どのような意図・想定で使っているのでしょうか。	短期間で完了するテーマ別の研修を、複数準備することを想定しており、この研修の最小単位をモジュールと呼びます。モジュールはウクライナ全国統一のものを作成しますが、研修実施に当たっては研修実施機関の能力や、所掌する各地域の潜在的ターゲットのニーズ等によって、モジュールの組み合わせを工夫することを想定しています。
4	14	現地研修	対象実施機関5カ所(想定)にて、それぞれ1週間程度の研修(最大3個のモジュールを実施)を、年1度、期間中計3回実施するという理解でよいでしょうか。	本回答をもって「年1回」を「プロジェクト期間中3回」の想定と訂正します。質問17も参照ください。
5	14	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2)本邦研修・招へい	本邦研修を2回実施する背景を伺いたく存じます。モジュールによって参加者が異なることを想定されているのでしょうか。それとも研修時期を変えて、①研修内容策定のための研修、②研修内容改善のための研修といった使い分けを想定されているのでしょうか。	ウクライナでは特に男性に出国の制約があり、一度に多くの男性に対して本邦研修を実施することは現実的ではありません。一方、できるだけ多くの関係者に日本の現場を確認いただくべく、2回を計上していますので、同じ方が渡航することは想定しておりません。研修内容は2回同じでも、別でも結構です。2回の研修の内容は、キックオフミーティング後に関係者と協議して決定したいと思います。

6	17	本業務で提出する成果品等	一覧となっている成果品のうち、空欄箇所について教えてください。日本語のみ、または日本語とウクライナ語での作成が求められている成果品について、それぞれ1部ずつの提出でよろしいでしょうか？電子データの形態についても、PDFのみ、または編集可能なwordやExcelのデータの提出も求められるかご教示ください。	報告書は基本的に電子データでの提出を想定しています。電子データとなっているものはGigapod等で生データを直接やり取り(よって部数という考え方はしません)、CD-RとなっているものはCD-Rに保存いただいたものを指定部数納品してください。電子データのフォーマットはPDFを予定しています。
7	17	第5条 報告書等 1. 報告書等 表:本業務で作成・提出する報告書等及び数量【第1期】	第1期末に業務完了報告書、及び、事業完了報告書を作成することになっていますが、業務進捗報告書ではないでしょうか。	第1期と第2期で契約を分けるため、それぞれで業務完了報告書と事業完了報告書を作成いただくことを想定しています。また、第1期の調査結果を素早く公表したいと考えていることから、第1期の事業完了報告書については、速やかに結果を公表することを想定しています。詳細については、契約交渉で確認させていただきます。
8	17	第5条 報告書等 1. 報告書等 表:本業務で作成・提出する報告書等及び数量【第1期】、【第2期】	・事業完了報告書の記載内容はこういったものでしょうか。 ・また、業務完了報告書との違い、及び、分量はどのようなものでしょうか。	事業完了報告書はJICA名にて、対外公開を前提とした内容の報告書になります。業務完了報告書は受注者名で、JICAに対し業務に関する詳細を報告いただきます。作成したモジュールやその他調査結果は、後者に収めていただくため、分量としては多くなります。他方、月例報告書をしっかり作り込んでいけば、追加の作業は必要最低限になると思います。
9	19	第2章 特記仕様書(案) 【2】特記仕様書(案) 第6条 再委託	実態調査の数量は1回とありますが、調査内容によっては、(定額計上の範囲内で)調査を複数に分け、異なる現地法人と複数の再委託契約を結ぶことは可能でしょうか。	定額計上の範囲内であれば複数の再委託を認めます。なお、第2章 第5条「報告書等」の2. 技術協力作成資料には、開始後5ヶ月以内に実態調査の報告書を提出することとなっていますが、ここではドラフト版を提出いただき、完成版は第1期契約の業務完了報告書に添付してください。
10	33	2)渡航回数の制限	渡航期間が1回あたり最大11日まで、2名1組との規則がありますが、この場合は下記の解釈にてお間違いないですか？ ・同じ期間を渡航する際に、必ず2名1組で出国一現地業務一帰国までを同じタイムスケジュール、航空機で移動する必要がある ・消費したPMは、2名とも移動日を含む現地業務従事実績数と同じ(按分は不可) ・渡航回数の制限は無いが、現地の安全情報に応じてJICA担当者と柔軟に相談する必要有	ウクライナは航空機の運航制限があり、ポーランドから陸路で移動するルートのみ認められています。また、ポーランド～ウクライナ～ポーランドの一連の行程はJICA担当が同行し、全員が同じ行程で動く必要があります。この区間は、他案件との抱き合わせ渡航は認めません。ポーランド入・出国の前後は別行動で構いません。出張期間の月消化は、コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインのとおり、拘束日30日を1人月として計算してください。渡航回数については質問11も参照ください。

11	33	渡航回数の制限	渡航回数は、期間中計1回(2名1組)との理解で間違いはないでしょうか。	2024年8月～2026年12月の期間中、計1回(2名1組)とします。質問10も参照ください。
12	33	2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案 2)渡航回数の制限(2名1組で1回)	・現地渡航は、全期間で1回2名のみとなりますでしょうか。 ・また、どのタイミングでの渡航をイメージしていますでしょうか。活動1-3「優れた事例や成功事例を共有するためのワークショップを開催する」(13ページ)のワークショップを対面で行うというのが、これに対応するものでしょうか。	質問10, 11を参照ください。1回に限定されるため、具体的な渡航タイミングを想定して作業工程を提案してください。
13	36	4. 見積書作成にかかる留意事項 (1)報酬について	以下の記述がみられますが、字義通りに、現地渡航が含まれる期は、全期間・全者、「紛争影響国・地域における報酬単価」が適用されると理解してよろしいでしょうか。  「本事業は2025年2月末までを第1期とし、それ以降を第2期として契約書を分けることから、事業費積算に関して、現地渡航を予定する期には「紛争影響国・地域における報酬単価」を適用し、渡航しない期には同適用しないこととして行う。」	現地渡航が想定される期においては、全期間・全者「紛争影響国・地域における報酬単価」が適用されます。ただし、本邦研修については例外であり、現地渡航が想定される期においても、本邦研修については通常の報酬単価が適用されます。
14	39	定額計上	特殊傭人の安全対策経費のGBSとは何でしょうか。定額計上に関して、GBSやGPS以外の想定はありますか。記載以外の安全対策については、見積書に計上するということになりますでしょうか。	P39の「GBS」について、本回答をもって「GPS」に訂正します。 定額計上については、GPS及びGPS通信費以外の想定はありません。定額計上を超える提案を行う場合は、別提案・別見積りとして提出してください。
15	39	(5)定額計上について 5. 安全対策経費(特殊傭人) 6. 安全対策経費(現地再委託)	GBSとは何を指しているでしょうか。	質問14を参照ください。

16	39	(5)定額計上について 9. 優れた事例や成功事例を共有するためのワークショップ 10. 現地研修	・ワークショップや現地研修に関して、参加者への日当・宿泊・交通費は想定していないとのことですが、これはウクライナ側C/Pも含めてのことでしょうか。 ・また案件全体を通して、ウクライナ側C/Pへの日当・宿泊・交通費の支払いは現時点で想定していないでしょうか(もし想定しているのであれば貴機構現地事務所が定める出張単価などの参考情報をいただきたいです)。	本案件では、ウクライナ側C/Pへの日当・宿泊費・交通費の支払いは想定していません。 現地研修の一般参加者に関する発生費用は、企画競争説明書P40表内のとおり、研修実施機関への費用補填として扱います。 ワークショップの一般参加者に関する費用発生は現時点で想定しませんが、発生する場合は契約変更を検討します。扱いとしては現地研修同様に、研修実施機関への費用補充とします。 いずれのケースも、交通費の支給は考えていません。
17	40	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (5)定額計上について 10 現地研修	一回 70 万円 x 3モジュール x 3 回x 5か所と記載されており、3回とは2025年6月、12月、2026年9月などと想定される。 他方でP14では現地研修は年1回と記載されており、上記の想定とズレがある。 年1回の想定に誤りがあるのではないかと？	本回答をもって「年1回」を「プロジェクト期間中3回」の想定と訂正します。なお、実際には、研修実施機関1カ所で実施するモジュールの数も1～3個、研修実施機関の数も5～6カ所を想定していますが、ここでは業務量や予算規模を示すため便宜上「一回 70 万円 x 3モジュール x 3回x 5か所」という計算をしています。
18	23	総事業費	23頁に「総事業費 4.00億円」とありますが、他方、37頁に「【上限額】208,415,000円(税抜)、及びなお、定額計上分 100,024,000 円(税抜)については上記上限額には含んでいません。」との記載があります。上限額と定額計上分の税込での和を総事業費4.00億の範囲内とするという理解で正しいでしょうか？ご教示ください。	総事業費4.00億円は、本コンサルタント契約【上限額】208,415,000円(税抜)、定額計上分100,024,000円(税抜)、並びにこれら以外の金額を含みます。第2章、第7条「機材調達」もご参照ください。
19	33	現地再委託	現地再委託に、日本語からウクライナ語への翻訳を含む「教材作成」を含めることは可能でしょうか。	「教材作成」のうち、日本語からウクライナ語への翻訳については「資料等翻訳費」として、同様に印刷費については「現地研修」として定額計上に含まれていますので、これら費用の現地再委託への計上は認めません。定額計上に収まらないと判断する場合は、金額をご提案ください。

以上